

お知らせ

福良地区公民館耐震改修 工事に伴う移転について

☎教育総務課 ☎ 43-5230



福良市民交流センター（公民館）の耐震改修工事を実施します。利用者の安全確保のため7月1日より休館となります。工期は約1年間の予定で、その間の対応は下表のとおりとなります。ご迷惑をおかけしますがご理解と協力をお願いします。

業務内容	移転場所	問合せ先
市民交流センター（公民館）業務	市立図書館 1階展示室（※）	福良市民交流センター ☎ 50-3048
避難所（風水害時）	福良小学校校舎1階 うずしおルーム	危機管理課 ☎ 43-5203

※市立図書館1階展示室は、期間中他の用途にご利用いただけません

お知らせ

高齢者等元気活躍推進事業 「おもいやりポイント制度」 会員登録説明会

☎市民協働課生涯活躍推進室 ☎ 43-5244

シニア世代がこれまで培ってきた能力や経験を生かし、人手不足で悩む施設などで活動し、その謝礼として付与される「おもいやりポイント」。貯まったポイントは市内の商店で使える商品券等に交換できます。活動にかかる説明会を毎月開催いたしますので、多くのご参加をお待ちしています。詳しくは市民協働課までお問合せください。



特設サイト
二次元コード

開催日時 7月23日（火）
午後2時～
場所 養護老人ホームさくら苑
対象 60歳以上の市民や、60歳以上の市民が主体となった団体
※「おもいやりポイント制度」の活動報告 at さくら苑」を同時開催

案内

国民年金保険料免除等の申請について

☎明石年金事務所 ☎ 078-912-4983

保険料を納め忘れの状態や、死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度」がありますので、市役所総合窓口センターで手続きをしてください。

令和元年度の免除等の受付は7月1日から開始され、7月分～令和2年6月分までの期間を対象として審査します。審査は、住民税の申告内容をもとに行いますので、所得の申告を忘れずに行ってください。また、免除の申請は、過去2年（申請月の2年1ヵ月前の月分）までさかのぼることができます。失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間を有している人は、市役所総合窓口センターまたは明石年金事務所へご相談ください。

また、4月から国民年金第1号被保険者の期間を対象とした産前産後期間の保険料免除制度が開始されました。

※詳しくはお問合せください

明石年金事務所管内出張年金相談

▽日時 8月22日（木）
午前10時15分～午後3時15分

▽場所 洲本市文化体育館

▽受付期間 7月16日（火）～8月13日（火）
※満席になり次第受付終了

▽受付方法 明石年金事務所へ電話でお申込ください

募集

政治倫理審査会委員 候補者の募集

☎総務課 ☎ 43-5001

政治倫理条例に基づく調査請求に係る調査等を行う政治倫理審査会の委員を募集します。

▽募集人数 1人
▽応募資格 次の①～④の条件をすべて満たす人。
①市の選挙権を有する
②現職の県・市議会議員、市職員でない
③市の他の附属機関の公募委員ではない
④暴力団員ではない

▽応募方法 申込書に必要事項を記入し、政治倫理条例の市政に与える効能」をテーマに800字以内の小論文（書式自由）を添えて総務課へ持参または郵送

▽選定方法 審査委員会において委員候補者決定後、市長と市議会が協議し、委員に委嘱

▽応募期限 7月31日（水）午後5時（必着）

▽任期 10月1日～令和3年9月30日

案内

土砂災害特別警戒区域 指定のための現地調査

☎県洲本土木事務所河川砂防課 ☎ 22-3541

兵庫県洲本土木事務所では、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、急傾斜地の崩壊などで建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域を指定するための基礎調査を行います。

調査では地形状況を把握するために、住民の皆様様の土地に立ち入る場合がありますので、ご了承とご協力をお願いします。

▽調査期間 7月上旬～12月下旬

午前9時～日没まで

▽調査会社 アジア航測株式会社

※調査はコンサル事業者が行います。調査に際しては淡路県民局発行の身分証明書を携帯しています。

▽作業内容 地形や地質、植生状況、周辺の土地利用などを現地確認

▽調査範囲 旧緑町地域、旧二原町地域、旧西淡町地域

お知らせ

保険料額決定通知書と後期高齢者医療被保険者証の送付

後期高齢者医療制度・介護保険制度

☎長寿・保険課 ☎ 43-5217

平成31年度後期高齢者医療保険料額決定通知書および介護保険料額決定通知書を7月中旬に送付します。後期高齢者医療制度および介護保険制度では、被保険者一人ひとりに保険料をお支払いいただきます。

保険料の支払い方法は次の通り

① 特別徴収（年金からの天引き）
年金支給時にあらかじめ差し引かれます。

② 普通徴収（納付書か口座振替での支払い）
後期高齢者医療制度
7月から翌年3月まで毎月納付いただきます。

▽介護保険制度
8月から偶数月に納付いただきます。

介護保険料額について
10月から消費税が引き上げられる予定ですが、それに伴い住民税非課税世帯（保険料所得段階1～3段階）の人の介護保険料が公費によって軽減されます。手続きは不要です。また、特別徴収の人は、今回から決定通知書に翌年度仮徴収額を記載しますので、毎年4月に送付していた仮徴収額通知書は来年度から送付しません。

**後期高齢者医療制度
被保険者証は7月下旬送付**
被保険者証の更新時期は毎年8月1日です。7月下旬に新しい被保険者証を送付します。8月1日から新しい被保険者証を医療機関等の窓口で提示してください。なお、保険料の納付状況によっては、有効期間が短い被保険者証（短期被保険者証）を送付することがあります。

今月の納税

国民健康保険税……【1期】
固定資産税……………【2期】

納期限 **7月31日(水)**
《納期内に忘れず納付しましょう》

☎税務課 ☎ 43-5213

広告

社会福祉法人 淡鳳会 「福祉の里」開設職員 大募集

6月1日オープンの施設で動きませんか

◎職種 ・介護職員（未経験者も歓迎します）
・看護師・准看護師 ・食堂の賄いスタッフ

◎問合せ先 社会福祉法人 淡鳳会（福栄まで）
☎0799-25-3800

広告

～ 新しい夢の『はじまり』を創るために ～

従業員募集中!

「安心・安全・信頼」の解体工事はお任せください!!



お気軽に
ご相談を…

※お見積もりは無料です

松井開発運輸株式会社

検索

南あわじ市湊1354 TEL 0799-36-5078